## ○環境王国菊池農業生産基準制度に関する実施要綱

平成26年10月10日 告示第162号 改正 平成27年告示第76号 平成28年告示第34号 平成31年2月26日告示第61号

(目的)

第1条 この要綱は、安全で安心な農林畜産物を生産供給するため、一定の生産基準を 定めるとともに、当該生産基準を実践する生産者の登録及び生産基準の表示等につい て必要な事項を定め、環境に配慮した地域(以下「環境王国菊池」という。)の確立及 び環境王国菊池で生産された農林畜産物の消費拡大を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 環境王国菊池農業生産基準(以下「菊池基準」という。)とは、別表第1に掲げる 農林畜産物の生産基準をいう。
  - (2) 菊池安全・安心農産物とは、前号に規定する菊池基準により生産される農林畜産物をいう。

(対象者)

第3条 菊池基準の対象者は、市内に住所を有する個人の農業生産者及び生産者組織並びに農業生産法人(以下「生産者等」という。)とする。

(生産者の登録等)

- 第4条 菊池安全・安心農産物の生産を行おうとする生産者等は、次の各号に掲げる書類を市長に提出し、菊池安全・安心農産物の登録を受けるものとする。ただし、くまもとグリーン農業のエコファーマーに該当する者で、「環境王国菊池農業生産基準」申出書(様式第1号。以下「申出書」という。)提出時に5年を経過しない者は、土壌診断結果の提出を免除する。
  - (1) 申出書
  - (2) 「くまもとグリーン農業」生産宣言制度実施要領第9条に規定する生産宣言書の写し

- (3) 圃場の土壌診断結果
- 2 椎茸生産者については、前項の規定にかかわらず、申出書のみを提出し、登録を受けるものとする。
- 3 品目の追加及び登録の更新をする場合においても、前2項の手続により登録を受けるものとする。
- 4 市は、申出書の内容により生産条件等を確認のうえ、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、生産者等を菊池基準生産者登録簿(様式第2号)に登録し、菊池基準登録証(様式第3号)と菊池基準登録農家宣言旗(別表第2。以下「菊池基準宣言旗」という。)を交付するものとする。この場合において、市は必要に応じて生産者から聞き取り調査を行うものとする。
  - (1) 菊池基準に則した栽培が継続して実施できると認められる者
  - (2) 菊池安全・安心農産物の生産及び出荷に関して適正な管理ができると認められる者

## (登録生産者の責務)

- 第5条 前条の登録を受けた生産者等(以下「登録生産者」という。)は、栽培管理、出 荷数量等の記録を自らが記帳整理するとともに、自宅又は生産拠点施設に菊池基準宣 言旗を掲げるものとする。
- 2 登録生産者に該当しなくなったとき又は登録が必要でなくなったときは、速やかに 菊池基準登録抹消届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

## (畜産応援隊の登録)

- 第6条 環境王国菊池を確立するために、菊池市内の農林産物生産者に完熟良質堆肥を 提供する者(以下「堆肥提供者」という。)は、「環境王国菊池農業生産基準」応援申 出書(様式第5号。以下、「応援申出書」という。)を市長に提出し、畜産応援隊とし ての登録を受けるものとする。
- 2 市は、応援申出書の内容により、堆肥提供者を菊池基準畜産応援隊登録簿(様式第6号)に登録し、菊池基準畜産応援隊登録証(様式第7号)を交付するものとする。この場合において、市は必要に応じて堆肥提供者から聞き取り調査を行うものとする。 (指定機関による確認)
- 第7条 登録生産者の生産した農産物が、次の各号に掲げる基準により適合すると、次項の市が指定する機関(以下「指定機関」という。)のいずれかが登録生産者の栽培圃

場を確認したうえで認めるときは、菊池安心農産物として確認したものとする。

- (1) 菊池基準の化学肥料削減技術一覧(別表第3)に定める品目名ごとの化学肥料施 用量及び化学肥料削減技術により生産されていること。
- (2) 菊池基準の化学合成農薬削減技術一覧(別表第4)に定める品目名ごとの化学合成農薬施用量及び化学合成農薬削減技術により生産されていること。
- (3) 登録生産者が生産流通計画を策定していること。
- 2 指定機関は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) (有)七城町特産品センター
  - (2) (有)旭志村ふれあいセンター
  - (3) (有)有朋の里泗水
  - (4) (有)きくち観光物産館
  - (5) (有)ファーム菊池
  - (6) 菊池地域農業協同組合

(マークの使用)

第8条 前条第1項の規定により確認を受けた登録生産者は、登録農産物を市内外の消費者にPRするため、市が指定する環境王国菊池農業生産基準マーク(以下「指定マーク」という。)を使用することができる。

(登録生産者の責務)

第9条 登録生産者は、生産流通計画に基づき適正な栽培管理に努めるとともに、栽培 管理の記録(以下「栽培記録」という。)を整理記帳しなければならない。なお、この 栽培記録は、栽培した翌年から起算して3年間は保管しなければならない。

(登録の取り消し)

- 第10条 市長は、第7条第1項に規定する基準に適合しないと認めたときは、直ちに登録を取り消すことができる。
- 2 市長は、登録生産者が指定マークを不正に使用したことを確認したときは、確認した年の翌年から起算して3年間、登録生産者としての登録を行わないものとする。 (生産基準等の表示)
- 第11条 登録生産者は、市外に登録農産物を出荷するときは、別に定める共通商標を登録農産物又は出荷容器の見やすい位置に貼付するとともに、登録生産者の名称、住所、連絡先又は出荷団体等を表示することとする。

2 登録生産者は、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン(平成4年10月1日付け4 食流第3889号総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知)の適用を受ける農産物 の表示については、その定めによるものとする。

(立ち入り調査及び改善の指示)

- 第12条 市長は、必要に応じて登録生産者から生産流通計画に則し適正な栽培及び流通 管理がされているかについて報告を求め、生産拠点施設に立ち入り、登録農産物のサ ンプル調査を実施することができる。
- 2 市長は、前項の立ち入り調査の結果必要と認めるときは、改善のための措置を講ず るよう登録生産者に指示することができる。

(情報の提供及び公開)

- 第13条 菊池基準の推進のため、申出書の情報及び登録番号を指定機関に提供するものとする。
- 2 申出書の情報及び登録番号は、菊池市ホームページで公開するものとする。この場合において、住所、電話番号及びメールアドレスのほか個人情報に関わるものは公開しない。

(情報の提供)

第14条 市長は、必要に応じて、申請者に対し、菊池基準に関する資料や研修会等の情報を送付するものとする。

(庶務)

第15条 この要綱に関する庶務は、経済部農政課が行う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成27年告示第76号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年告示第34号)

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則(平成31年告示第61号)

この要綱は、告示の日から施行する。